

さいたま市ヘルスプラン21サポーター制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、さいたま市健康づくり推進協議会（以下「推進協議会」という。）が、さいたま市ヘルスプラン21サポーター（以下「サポーター」という。）制度を創設し、さいたま市ヘルスプラン21（第2次）（以下「ヘルスプラン21（第2次）」という。）の基本的視点に示されている「市民が身近なところで、主体的に健康づくりに取組める環境整備の推進」を目的とする。

(サポーターの要件等)

第2条 サポーターは、市内に住所を有する団体、施設、店舗等（以下「団体等」という。）であって、ヘルスプラン21（第2次）の目標を達成するため、健康づくりに関する取組を実践するものであり、次のいずれかに該当しているものとする。

- ・市民に対し、自らの団体の健康づくりの取組について情報発信する。
- ・市民に対し、健康づくりの情報について発信する。
- ・行政や他団体と協働し、健康づくりの取組を行う。

(登録等)

第3条 サポーターへの登録を希望する団体等は、登録申請書（様式1）を推進協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

- 2 会長は、前項の申請書の内容確認のうえサポーターとして名簿へ登載し、サポーター証（様式2）を交付する。
- 3 登録に要する費用は無料とする。

(変更届)

第4条 団体等は、前条第1項に規定する登録申請書（様式1）の内容に変更が生じた場合、速やかに変更届（様式3）を会長に提出するものとする。

(辞退届)

第5条 団体等がサポーターを辞退する場合は、速やかに辞退届（様式4）を会長に提出するものとする。

(活動経過報告)

第6条 サポーターは、定期的に活動経過報告書(様式5)を会長に提出するものとする。

(市民への情報提供)

第7条 会長は、公表を承諾したサポーター名等について、情報媒体を通じて広く市民に情報提供するものとする。

(取消し)

第8条 サポーターが次の各号のいずれかに該当するに至ったとき、会長はサポーターを取り消すことができる。この場合、会長は、名簿登載取消通知(様式6)により速やかに当該サポーターに通知するものとする。

- (1) サポーターとしての要件を満たさなくなった場合
- (2) 移転等により市内に住所地がなくなった場合
- (3) その他、サポーターとしてふさわしくないと会長が判断した場合

(総括)

第9条 サポーター制度に関する事務の総括は、推進協議会事務局において行う。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年3月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。